

# 子ども施策に関する国の動向について

## (1) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)

常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として「こども家庭庁」を創設し、実施していく

## (2) 子ども施策に関連する法案について(6月15日参議院にて可決、成立)

### ① こども家庭庁設置法案(令和4年5月13日国会提出、令和5年4月1日施行予定)

#### 位置づけ

- ・内閣府の外局として設置
- ・長は、こども家庭庁長官とする

#### 審議会等及び特別の機関

- ・こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置(こども政策推進会議)

こども家庭庁の創設により移管される事務、他所管する事務等「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」より抜粋

#### 【厚労省より移管】

- ・妊娠相談・支援
- ・子育て支援(未就園児)
- ・保育所
- ・母子保健
- ・放課後児童クラブ
- ・児童虐待

#### 【内閣府より移管】

- ・認定こども園
- ・貧困

#### 【その他】

- ・いじめ・不登校(文科省と連携)
- ・就学前子ども育ち指針(新規) 等

## ② こども基本法(令和4年4月4日国会提出、令和5年4月1日施行予定)

憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律

### 基本理念

- ①個人としての尊重、基本的人権の尊重、差別的取り扱いの禁止
- ②福祉に係る権利の保障、教育を受ける機会の提供
- ③意見表明の機会、社会的活動に参画する機会
- ④意見の尊重、最善の利益の考慮
- ⑤家庭を基本としたこどもの養育、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### 責務等

- ・国、地方公共団体
- ・事業主の努力(雇用環境の整備)
- ・国民の努力  
(こども施策への関心と理解等)

### 政府

- ・「こども施策に関する大綱(「こども大綱」)」の策定  
(少子化社会対策／子ども・若者育成支援／  
子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱  
と一体的に作成)
- ・こども政策推進会議の設置

### 地方公共団体

- ・「市町村こども計画」の策定(努力義務)  
(市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の市町村計画  
その他のこども施策に関する事項を定めるものと一体のもの  
として作成することができる)
- ・こども施策の策定、実施、評価にあたり子ども又はこどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置の実施

👉 今後、地方自治体でもこども施策について子どもの権利を軸に総合的に施策を進める動きが予想される(第4次豊田市子ども総合計画の策定と併せて議論)。